

# 事務局説明資料

# 直接金融市場に関する現行規制の点検

---

平成30年11月16日

金融庁



## 直接金融市場に関する現行規制の点検(1)

### ◆ 契約締結前交付書面等の見直し

#### 現状

- 金融商品取引業者等は、契約の締結前に、あらかじめ、書面※を交付しなければならない。  
※業者の商号・住所、契約の概要、手数料、リスク、租税、全ての加入協会等を記載したもの(前書面)
- しかし、契約の締結前1年以内に同種内容の契約に関する前書面を交付している場合は、前書面の交付を要しない。
- 上記規定を踏まえ、交付漏れを防止しつつ、円滑な受注を確保する実務上のニーズから、上場有価証券や個人向け国債等のプレーンな商品に関する前書面を冊子にまとめ、すべての顧客に対し毎年1回交付する実務運用が存在。



顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、その内容・方法等をより合理的・効率的で分かりやすいものにする観点から、制度の改善を検討。

#### 見直し案

- 前書面を過去に交付したことがある顧客に対して、実際の契約の締結前1年以内に、業者の任意の方法(メール・WEB閲覧等)で前書面の情報を提供した場合には、前書面の交付を要しないこととする(ただし、顧客から書面交付を望む意思表示があった場合を除く)。  
※ 前書面の電子交付は、現行においても可能であるが、顧客の承諾が必要。
- 併せて、前書面や広告等の記載事項を見直す。例えば、当該契約等に係る業務に関連していない協会の記載を任意とするなど、より分かりやすいものにする。

## 直接金融市場に関する現行規制の点検(2)

### ◆ 犯則調査における証拠収集・分析手続に関する規定の整備

#### 現状

近年のIT化の進展等により、電磁的記録(例えばパソコン接続サーバ保管のデータ)等について証拠収集・分析を行う必要性が高まっているが、金商法には、刑事訴訟法や国税通則法等に導入されている電磁的記録に係る差押え等の規定が整備されていない。  
そのため、監視委が電磁的記録の取得等を行う場合は、任意の協力を求める以外に方法がない。

#### 見直し案

金商法上の犯則調査についても、必要なデータの確実な取得等のため、刑事訴訟法や国税通則法等と同様に、以下の証拠収集・分析手続に関する規定を導入。

- ① 電磁的記録に係る差押えの執行方法柔軟化
- ② パソコン接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え
- ③ 電磁的記録保管者への記録命令付の差押え
- ④ 差押え等を受ける者への協力要請
- ⑤ 通信履歴の電磁的記録の保全要請
- ⑥ 鑑定等の嘱託

# 直接金融市場に関する現行規制の点検(3) 店頭デリバティブ取引①

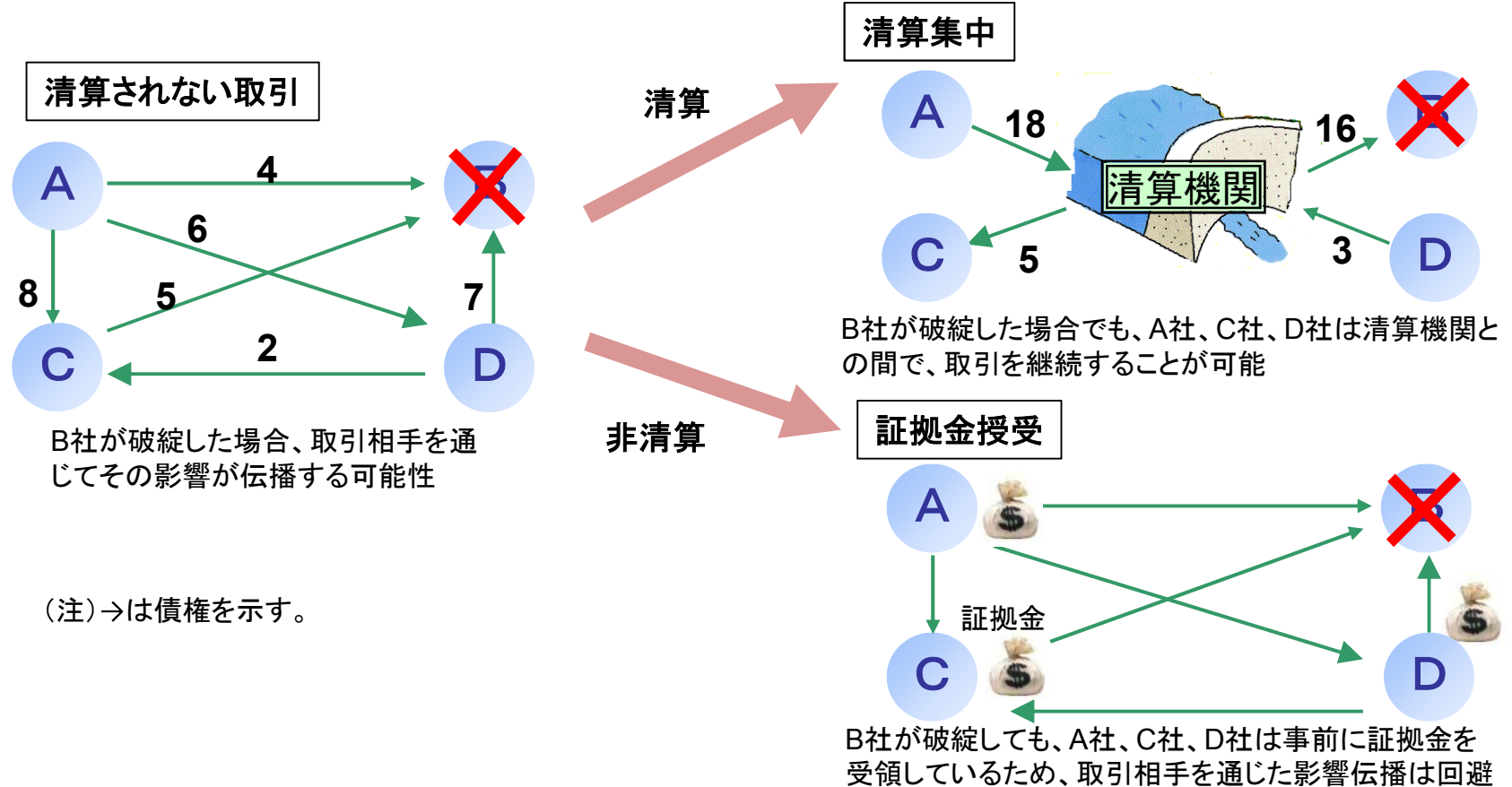
## ◆ 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

- G20カンヌ・サミット(2011年11月)

店頭デリバティブ取引のうち清算機関を通じて決済されない取引(非清算店頭デリバティブ取引)に関し、取引当事者間で証拠金(担保)の授受を行うことを義務付ける規制の導入を合意

⇒2016年9月、我が国において同証拠金規制を導入、その後順次対象となる金融機関が拡大。  
2020年9月1日以降、地銀・保険会社等も対象になる見込み。

### 店頭デリバティブ取引における清算集中義務と証拠金規制の関係



## 直接金融市場に関する現行規制の点検(3) 店頭デリバティブ取引②

### ◆ 一括清算法(「一括清算ネットティング」の有効性を担保する法律)

一括清算の効力が発生した結果、当事者間に残る一本の債権により倒産手続に参加する旨等を規定

### ◆ 一括清算法改正の必要性について

金融機関が行う店頭デリバティブ取引に係る担保授受		
	破産法・民事再生法適用時	会社更生法適用時
<b>所有権移転 (信託+消費貸借)方式 による担保授受</b>  <small>〔日本国内における一般的な方式。〕</small>	・一括清算法の対象 <sup>(注1)</sup> であり、同法の規定により、基本契約書(ISDAマスター契約等及びこれに付随する担保契約を含む)に基づく一括清算ネットティングの法的有効性が確立されている  = 担保の即時利用※ができる	
<b>質権方式 による担保授受</b>  <small>〔クロスボーダー取引では、カスタディアンを用いた質権方式での担保授受が市場慣行として確立。〕</small>	・一括清算法の対象外であるが、 <u>破産法・民事再生法上は、当事者間に合意があれば、質権を破産・再生手続外で権利行使することができる</u> <sup>(注2)</sup>  = 担保の即時利用※ができる <u>(法令の手続によらずに実行できる旨の合意がある場合)</u>	・一括清算法の対象外であり、 <u>会社更生法上は、当事者間に合意があったとしても、質権の権利行使を更生手続外で行うことは禁止されている</u> <sup>(注3)</sup>  = 担保の即時利用※が必ずしも保証されていない

※ リーマンショック後の国際合意では、当初証拠金(IM)について、

- 相手方の破綻時に即時に担保権の実行が可能な様態で(即時利用要件)、
- 分別管理すること(分別管理要件)、  
が求められている。

決済の安定性確保の観点から、担保の即時利用を可能とすることが必要

注1) 一括清算法施行規則第1条各号に規定する店頭デリバティブ取引及びその担保の目的で行う金銭又は有価証券の貸借又は寄託。

注2) 破産法第2条9項、第65条1項、民事再生法第53条1項2項 注3) 会社更生法第2条10項、12項、第47条1項、第50条1項